

■わが国の輸出手続き—改善に向けての方向

現状	改善に向けて
・ AEO には特例として免除されているが、わが国の輸出コンテナ貨物に保税搬入原則を適用することは、海上コンテナのドア・ツー・ドア輸送に最適な方策か ・ 目下、サイバーポートをはじめ多くの官・民による自動化プログラムが開発されているが、その核となるのは輸出通関に関わる機能であろう—現在、NACCS センター（輸出入・港湾関連情報処理センター）による輸出通関の独占的取り扱いが存続しているが、デジタル化の進展に伴い輸出者、通関業者、船社などと税関との直接コンタクトが業務上より効果的ではないか	・ 海上コンテナのドア・ツー・ドア輸送の障害となるわが国の輸出貨物の保税管理は、明治時代から存続しているわが国固有の管理方式であることから、これを改正し、AEO にかかわらず輸出貨物への保税搬入原則は廃止し輸出貨物の効率運営を図る—それにより大幅な輸出時間の短縮が可能となる ・ 対応すべき方策としては、一般貨物への審査・検査の強化、船積み後審査の厳格化、AEO 貨物への一層の審査・検査の軽減、AEO 通関業者の AEO 運送者の使用を不要とする、など ・ 自動化の進展に伴い、荷主、フォワーダーなどの税関との直接コンタクトが業務上より効率的となろう

出所：関連法令、調査データなど参照のうえ筆者作成